資料3

第18回保険者による

健診・保健指導等に関する検討会

保険者間の特定健診等データの移動に係る当面の対応について(案)

実務担当者による特定健診・保健指導等に関するワーキンググループのとりまとめ 【概要版】

<u><保険者間データ移動に係る現状></u>

- ○加入者が転職・退職や転居等により加入する保険者を替わる場合に、高齢者の医療の確保に関する法律では、新保険者は、当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができることとされ、旧保険者はこれを提供しなければならない旨が定められている。
- 〇また同法に基づく厚生労働省令(実施基準)では、当該記録の写しを提供する場合には、**あらかじめ、新保険者又は旧保険者において、当該加入者の同意を得ることが必要**な旨が定められている。
- 〇しかしながら、こうした保険者間での特定健診等データの移動については、一部の市町村国保から被用者保険へのニーズはあっても、本人の同意取得の手続き等が煩雑なことや、保険者が保有する現状の健診等システム上では容易に対応することが困難なこと等から、その実施は確認されていないという現状にある。

く検討の背景>

- ○「日本再興戦略」改訂2015において、特定健診等データについて、マイナポータルを含むマイナンバー制度のインフラ等を活用し、2018年度を目途に個人が電子的に把握・利用できるようにすることを目指し、「<u>まずは、保険者を異動した場合でも特定健診等データの円滑な引継ぎが可能となるよう、本年度中を目途にその引継ぎ方法について検討を行い、結論を得る」こととされた。</u>
- ○また、いわゆるマイナンバー法の改正の中で、特定健診等データ等の保健事業の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことができれば、各保険者での効果的な保健事業の実施が可能になり、加入者自身の健康増進の取組にもつながることから、保健事業の実施に関する事務についても、個人番号の利用範囲に追加されたところである。
- 〇こうした保険者間の特定健診等データの移動に係る最近の動きを踏まえ、ワーキンググループとして当面の対応 方策について検討を行い、今回一定の取りまとめを行うものである。

<保険者間の特定健診等データ移動のメリット>

- ※WGでは、保険者間でのデータ移動について、以下のような今日的なメリットがあることが確認された。
- ①保険者のデータヘルス計画の中で、保健事業の実施において対象者の優先順位付けや実施方法への判断に 活用することができること
- ②新規加入者の過去の特定健診等データを新保険者が得られれば、そのデータを活用し、本人の過去の状況や 病歴等の特性に応じた、個別の保健事業へのアプローチが可能となること
- ③本人から、過去の特定健診等結果表を持参して特定健診を受ければ、医師が、過去の連続した特定健診結果 を見ることで、健診受診者に対してより個人の特性に応じたアドバイスを行うことが可能となる。

<保険者間の特定健診等データ移動の課題>

〇保険者における特定健診等データの現在の保管・検索状況では、データを提供する側、データを受け取る側の双方ともに、システムでの対応は困難であることから、一律的・網羅的な対応を行うためには、今後のマイナンバー制度の運用状況も踏まえつつ、一定のシステム改修が必要な状況である。

<当面の対応方法>

このため、WGでは、システム改修を行うことなく、保険者間の特定健診等データの移動を進めるための当面の対応 方法として、以下のような整理を行った。

(1)特定健診等データの移動を行う方法として、①本人を通じた特定健診等データの移動、②保険者間の直接の やり取りによる特定健診等データの移動とに分けて対応方法を整理

①本人を通じた特定健診等データの移動

- ・本人を通じたデータの移動の方法は、データ移動の方法としては、最もスムーズな方法
- ・その際、保険者にとっては、どのような方法で本人からの同意を得るかが一つの大きな課題
- ・このため、本人を通じたデータ移動をより推進する観点からは、例えば、被用者保険の加入事業者の協力を得て 定年退職を控えた加入者を対象としたセミナー等の場で、本人に対して、加入期間中の特定健診等データを提供 するとともに、新しい保険者にこれを提供することの本人にとってのメリットを説明することが考えられる。

②保険者間の直接のやり取りによる特定健診等データの移動

- ・当面の対応として、保険者が実施可能な範囲やルールをあらかじめ決めておくことが必要
- ・当面は、被用者保険から市町村国保に新規加入した定年退職者を対象とし、移動するデータの内容は特定健診結果のみとして、市町村国保が、例えば特定保健指導の初回面接時に、対象者の過去の特定健診結果を参考とするために、必要な場合にこれを求めるという範囲で実施
- ・上記を実施するに当たっては、あらかじめ保険者協議会で具体的な連携方法等の相談を行っておくことが必要
- (2)保険者が上記①及び②の取組をより円滑に実施しやすいよう、<u>具体的な手順(フローチャート)や必要書類の様</u> 式例も併せて整理

当面の対応方法の整理①

	被用者保険	本人	市町村国保		
①本人を通じた特定健診等データの移動(フローチャート) ~本人がデータを保管している場合の例~					
1.資格喪失 (定年退職)前 2.資格喪失後 3.資格喪失後	F	②説明(①)から、本人が データ移動の目的、趣旨を理解する ④市町村国保からの求め (③)に応じ、本人の意思で 本人が保管する結果データ を提供する	③新規加入者のデータを求めていることを本人へ連絡、 一対を受け取る (送料は市町村国保が負担する)		

当面の対応方法の整理②

	被用者保険	本人	市町村国保		
②保険者間の直接のやりとりによる特定健診等データの移動(フローチャート) ~本人がデータを保管していない場合の例~					
		②直近まで加入していた被用者 保険が保有する本人の健診結果 データを、新規加入の市町村国 保へデータ提供することに同意 するなら、書類に必要事項を記 載し、市町村国保へ着払方式に て返送する	①当該市町村国保は新規加入 者のデータを求めていることの 説明を記載した同意書等の書類 を、本人に渡す、又は本人の居 住地へ送付する。		
1市町村国保 へ.新規加入 (適用)	③市町村国保から一報を受ける		③本人から同意書等が送られて きたら、本人が直近まで加入し ていた被用者保険へ一報する		
手続き時 2.手続き後	④依頼書、同意書を確認 する ★		▼④被用者保険の担当者へ、同 意書と依頼書を送付する		
	⑤当該本人のデータを抽出し、着払方式にて市町村国保へ提供する		●⑥被用者保険からデータが届い たら送料を支払う		